【別紙資料１】

閲覧資料

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例改正案（素案）について

１ 改正理由

本市では、昭和 63 年９月に基本的人権の尊重と人間平等の基盤の確立を目指して「人権尊重都市」を宣言して以降、平成６年の「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の制定をはじめ、平成８年から現在まで７次にわたり「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の策定と改訂を重ねながら、人権教育・啓発施策に関する取組を推進してきました。このような長年にわたる取組にも関わらず、差別や人権侵害は依然として存在しており、近年では、インターネット上の人権侵害が深刻化するなど、新たな人権課題が生じています。

鳥取県では、ＳＮＳの普及等を背景にインターネット上での誹謗中傷や差別的な情報発信による人権侵害が深刻化している状況に対応するため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正され、令和８年１月 25 日から、差別を許さない社会の実現に向けた新たな取組が進められています。

本市としても、制定から数十年を経た「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が、インターネット上を含む新たな人権課題に対応するため、必要な改正を行うものです。

２ 改正のポイント

（１）趣旨の改正

人権に関わる社会情勢の変化に対応し、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を推進するため、条例の趣旨を改正します。

（２）市の責務（第２条第１項）

国県等の「関係機関との連携」による施策の積極的な推進を明記します。

（３）市の責務（第２条第２項）

ＳＮＳを含むインターネット上での誹謗中傷や差別的言動に対して、迅速かつ適切に対応する旨を明記します。

（４）市民等の責務（第３条第２項）

条例第３条第２項第１号から第４号に規定する差別及び差別を助長する行為について、インターネットを通じて行うものを含むことを明記するとともに、それらの行為を「しないように努める」（努力義務）から「してはならない」（禁止）に改めます。

この改正規定に遵守しない者の氏名公表や過料（秩序罰）は設けず、理念条例のレベルを引き上げることで、市民の人権尊重意識の醸成を図ります。

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例案（素案）

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（平成６年倉吉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年１月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。	市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年１月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。
しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が存在しています。特に近年では、急速な情報化の進展により、インターネット上の人権侵害が深刻化しており、いかなる差別も見過ごさず、その根絶に向けた一人ひとりの行動により、社会全体でより実効性のある取組を進めていく必要があります。	しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が残っており、あらゆる差別をなくするために、幅広い人権啓発活動及び人権擁護・救済・相談活動が求められています。市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。
市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。	
（市の責務） 第２条　市は、前条の目的を達成するため、関係機関と連携し、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。 ２　市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるとともに、特に、ＳＮＳを含むインターネット上での誹謗中傷や差別的言動に対しては、迅速かつ適切に対応するものとする。	（市の責務） 第２条　市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。 ２　市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるものとする。
（市民等の責務） 第３条 略 ２　市民等は、差別をなくするために行動するよう努め、次に掲げる差別及び差別を助長する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をしてはならない。 （１）～（４）略	（市民等の責務） 第３条 略 ２　市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。 （１）～（４）略

附　則

この条例は、令和　年　月　日から施行する。

条例改正案
（素案）全文

○倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成６年６月17日条例第20号

改正

平成10年３月30日条例第５号

平成22年３月18日条例第７号

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年１月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。

しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が存在しています。特に近年では、急速な情報化の進展により、インターネット上の人権侵害が深刻化しており、いかなる差別も見過ごさず、その根絶に向けた一人ひとりの行動により、社会全体でより実効性のある取組を進めていく必要があります。

市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、法の下の平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、関係機関と連携し、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

２　市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるとともに、特に、ＳＮＳを含むインターネット上での誹謗中傷や差別的言動に対しては、迅速かつ適切に対応するものとする。

（市民等の責務）

第３条　市内に住所、生活若しくは活動の拠点を置く者及び滞在者（以下「市民等」という。）は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策への協力に努めるものとする。

２　市民等は、差別をなくするために行動するよう努め、次に掲げる差別及び差別を助長する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をしてはならない。

（１）　門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向（以下「門地等」という。）を理由に行う不当な排除、不当な制限、虐待その他の不当な取扱

（２）　門地等を理由に行う不当な発言

（３）　門地等を理由に不当な取扱をすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為

（４）　門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為

（事業者の責務）

第４条　市内で事業を営むものは、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、第１条の目的の達成に向け職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

（施策の総合的かつ計画的推進）

第５条　市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上、人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

（人権啓発活動の充実）

第６条　市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成等、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に務め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

（実態調査等の充実）

第７条　市は、前２条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

２　市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

（相談窓口の設置）

第８条　市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、市民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）　相談者への助言

（２）　国、県又は市町村が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関と連携した相談者への支援

（推進体制の充実）

第９条　市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成６年８月１日から施行する。

（倉吉市同和対策審議会条例の一部改正）

２　倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

第１条中「倉吉市同和対策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

第２条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第３条第１項中「20人」を「25人」に改め、同条第２項第２号中「３人以内」を「若干人」に改め、同項第３号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第４条第２項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第５条第３項中「又は会長が欠けたとき」を削る。

（経過措置）

３　この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第３条第２項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附　則（平成10年３月30日条例第５号）

この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月18日条例第７号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（令和　年　月　日条例第　号）

この条例は、令和　年　月　日から施行する。